

平成30年度 岐阜CST事業の上級・中級・初級の修了認定について

□初級・中級・上級の認定基準

初級：校内研究会や市町村教育研究会等で授業公開し、その時の指導案（展開案も可）と研究会での振り返り（成果と課題）をA4版1枚にまとめたもの2回分を提出すること。

中級：総合教育センター「理科教育講座」を受講すること。

「知識・技能講座」「岐阜大学講座」から2講座以上を選択履修すること。

教材研究、学習過程、授業評価に関する研究と授業実践を行い、研究論文等を3編以上発表すること。論文については、理科教育に関する実践を2編以上含むこと。

論文の内容（表彰歴）、研究テーマ数等を総合的に判断し、認定委員会で「CST評価基準」における修了認定の基準に達したと評価されること。

上級：CSTとしての責任、業務、指導に関する「指導者研修講座」を受講すること。

教材研究、学習過程、授業評価に関する研究と授業実践を行い、研究論文を5編以上発表すること。論文については、理科教育に関する実践を3編以上含むこと。

研究会、研修会で講師、指導助言、審査員、発表、自主研修の主催等の実績が合わせて10回程度あること。

論文の内容（表彰歴）、研究テーマ数、指導歴等を総合的に判断し、認定委員会で「CST評価基準」における修了認定の基準に達したと評価されること。

□その他

- ① 修了認定書については、所属長より受講者に授与する。
- ② 「認定調書」を受付期間までに提出しない場合、「認定基準に達していないため、認定の申請をしない」と受講者が判断したとみなし、認定審査を行わない。ただし、プログラム受講は継続する。
- ③ 認定の申請をした受講者のうち、認定がされない場合、その理由を岐阜大学事務局より伝える。
- ④ 新年度のCST連絡協議会等の場で、新規認定者の紹介をする。

□平成30年度の方針

CSTの認定価値をより高め、各地区の中核となる理科教師を育て位置付ける。

①CST認定の強化（誰もが認めるCST認定者とする。）

- ・論文発表数、受講数をクリアしても内容を重視し、総合的に判断する。
- ・総合的とは、論文の入賞、大会での発表、研究団体の役職等も加味する。
- ・CST上級・中級認定には、上記の基準を満たす実績が必要である。

※中理研の研究員のうち中理研会長が認めるものは「理科教育講座 中」受講同等とする。

※岐阜市教育委員会が行う夏季研修会としての中理研・自主研究発表会への参加を「中級養成プログラム「知識・技能講座」」に位置付ける。

②CST受講で、実践力を高める。（実践を積み重ねて修了認定）

- ・リーダーとして期待される理科教師に受講を促す。
- ・CST受講者を自主研などの発表者に推薦し、実績を積んでいく。
- ・「受講の継続」を行うことで、実践の質、論文の質を高める。「学び続ける教師像」を理科教育で示す。

③CST認定をステータスにする。（あの先生も認定されている！）

- ・多くの実践を行い論文表彰等多くの実績のある理科教諭（教科指導員等）をピックアップし、申請を促す。
- ・CST中級は申請後、1年で認定可能である。
- ・CST初級を復活させ、中級、上級の申請へつなげる。